

マイナンバーの告知と本人確認 (3)

サラリーマン（給与）、パート・アルバイト、年金受給者の場合

金融調査部 制度調査担当部長

吉井 一洋

今回は、サラリーマンの給与所得や退職所得、原稿料や講演料、パート・アルバイトの収入、年金受給者の年金に関して、マイナンバーの記載が必要な書類や手続き、マイナンバーの告知の時期、本人確認の手法について解説します。サラリーマンの勤務先による本人確認については、身元確認書類の提示は簡素化されています。番号制度導入後、税務面で注意すべき点についても説明します。

1. サラリーマンの場合

(1) マイナンバーをいつ告知するのか？

i. 番号の記入が必要となる書類（税制関連）

サラリーマン（給与所得者）の場合、①源泉徴収票、②給与支払報告書、③扶養控除等（異動）申告書、④配偶者特別控除申告書、⑤保険料控除申告書（④、⑤は「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」として1枚になっています）、⑥住宅ローン控除の申告書（住宅借入金等特別控除申告書）などにマイナンバーの記載が必要となります。年間の給与収入が2,000万円を超える場合などは、マイナンバーを記載した確定申告書の提出が必要となります。

ii. 年末調整関連

給与の源泉徴収票

このうち①、②の書類については、勤務先の会社が作成・提出とマイナンバーの記載を義務付けられています。マイナンバーの記載が必要となるのは、2016年1月1日以後に支払われる給与の①、②の書類からです。2016年分の給与については、2017年1月31日までに①は給与支払者（会社）の事務所等の所在地の税務署、②は給与の支払いを受けるサラリーマン（給与所得者）が住む市町村に提出します。したがって、サラリーマンはこれに間に合うように会社にマイナンバーを告知する必要があります。一般的には、2016年の年末調整の時期までにマイ

ナンバーを会社に告知することになります。

配偶者控除の対象となる配偶者（妻・夫）¹や、扶養控除の対象となる扶養親族（子供²・老親³など）がいる場合は、これらの方々のマイナンバーも①、②に記載する必要があります。したがって、サラリーマンの場合、自分の分だけでなくこれら家族の方々のマイナンバーも、会社に告知する必要があります。

なお、勤務先の会社の事務負担軽減策として、給与の源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出先の一元化についても、検討が行われています。

配偶者控除や扶養控除の適用を受ける場合

もっとも、これら家族の方々のマイナンバーについては、適用を受けるサラリーマン本人に、③の書類に自分と家族の方々のマイナンバーを記載し会社に提出することが求められています。③の書類は適用を受ける年の最初の給与が支払われるまでに提出する必要があるため、通常は、前年の年末調整時に会社側から提出を求められることが多いと思われます。自分および家族のマイナンバーは、2016年1月以後に提出する③の書類から記載が求められていますが、2015年の年末調整において、2015年末までに提出した場合は、マイナンバーを記載する必要はありません（もっとも、2015年の年末調整分からマイナンバーの記載欄は設けられる模様なので、その場合は自主的に記載することは可能です）。この場合は、2016年の年末調整分からマイナンバーを記載することになります。一方、③の書類の提出が2016年にずれ込んだ場合は、当該申告書からマイナンバーの記載が必要となります。

配偶者特別控除、保険料控除の適用を受ける場合

④の書類は、配偶者特別控除の適用を受ける場合⁴、⑤の書類は生命保険料や地震保険料について保険料控除の適用を受ける場合に、その年の最後の給与の支払いを受けるまでに会社に提出します。通常は、年末調整の際に会社に提出します。これらについては、2016年分の最後の給与の支払い時（通常は年末調整の時）までに、④、⑤の書類にマイナンバーを記載して会社に提出する必要があります。

住宅ローン控除の適用を受ける場合

期間10年以上の借入をして住宅を購入した場合、一定の要件に当てはまれば、住宅ローン残高に一定の率を掛けた金額を、所得税・住民税から税額控除できます。例えば、2014年4月か

¹ 年間所得38万円（パート収入で103万円）以下の、生計を一にする配偶者

² 年間所得38万円（アルバイト等の収入で103万円）以下の16歳から22歳の子供で、生計を一つにする者

³ 年間所得38万円（収入が年金収入のみの場合、65歳未満は108万円、65歳以上は158万円）以下の生計を一にしている扶養親族（父母等）。

⁴ 配偶者の年間の所得金額が38万円（パート収入で103万円）超76万円（パート収入に置き換えると141万円）未満で、本人の年間の所得金額が1,000万円以下の場合に適用されます。

ら2019年6月までに一般住宅を取得し住み始めた場合は、控除する年の所得金額が3,000万円以下であれば、借入金（上限4,000万円）の1%を10年間にわたり所得税額から控除できます（住民税からの控除もあります）。

住宅ローン控除の適用を受ける場合、最初の年は、確定申告書に、住宅借入金等特別控除額の計算明細書、住民票の写し、借入金の年末残高等証明書、登記事項証明書、売買契約書の写しなどを添付して税務署に提出する必要があります。2016年以後の給与所得から適用を受ける場合には、2016年分の確定申告時（2017年2月16日から3月15日まで）において、マイナンバーを記載した確定申告書とともに上記の添付書類を提出する必要があります。確定申告をした年の翌年以降は、年末調整によって控除を受けることができます。その場合、税務署から送られてきた申告した年の翌年以降の各年分の「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」に所定の事項を記載し、金融機関から送られてくる借入金等の年末残高等の証明書などを添付して、勤務先の会社に提出する必要があります。住宅借入金等特別控除申告書には、2016年以後の所得税の控除分からマイナンバーを記載することとされています。ただし、過去に確定申告を行うことにより交付された当該申告書にはマイナンバーを記載する欄はなく、実務上は記載不要とされる模様です。もっとも、現段階ではまだ最終的な様式は公表されておらず確定的なことは言えません。

なお、住宅ローン控除等の申告手続における住民票の添付について省略できるよう検討が行われている模様です。

2015年10月以降の早期の告知も可能

番号の利用が始まるのは2016年1月1日以後ですが、それよりも前であっても、2015年10月5日以後に送られてきた通知カードを用いて、勤務先の会社にマイナンバーを告知することができます。例えば、2015年の年末調整時点で、勤務先にマイナンバーを告知することは可能であると思われます。ただし、勤務先が、番号法やその関連法令・規則・ガイドライン等で定められたマイナンバーの安全管理措置を講じており、その一環として番号法によって求められる本人確認措置を行う体制を整備している場合に限りです。

iii. 医療費控除の適用を受ける場合

年間の医療費の支払い（健康保険等から支払われる保険金を除きます）が10万円を超える場合などは、確定申告を行うことにより、医療費控除（所得からの控除）の適用を受けることができます。医療費控除は年末調整の対象になっていません。サラリーマンが、2016年分以降の給与所得について医療費控除の適用を受けるためには、マイナンバーを記載した確定申告書を、控除を受ける年ごとに提出する必要があります。

(2) 本人確認の方法は？

番号法上の本人確認は、番号確認と身元確認が必要です。本人の顔写真が掲載されている個人番号カードを提示すれば、番号確認のみならず身元確認を行うことができますが、通知カードの場合は顔写真付でないため、運転免許証などを提示して身元確認を別途行う必要があります。本人確認方法の種類は、第4回で説明したとおりです。

ただし、サラリーマンの場合は、勤務先の会社と継続的な雇用関係にあると個人番号利用事務実施者（税務については国税庁）が認めるときは、番号の確認だけでよく、身元確認のための書類の提示は不要とされています。国税庁の解説資料⁵では、サラリーマンが勤務先の会社に通知カードで番号を告知して番号確認を行い、社員証のICチップに格納された氏名及び生年月日等を会社が読み取ることで身元確認を行う方法を例示しています。この場合、採用時など社員証の交付を受けるまでに、勤務先の会社に運転免許証、パスポート等、番号法や税法などで定めるものと同程度の本人確認書類（第4回、第5回参照）を提示・提供している必要があります。また同資料では、社内ネットワークを利用した本人確認方法なども例示しています⁶。

扶養控除等申告書の提出義務者はそのサラリーマン本人であり、家族のマイナンバーもそのサラリーマン本人が確認して、同申告書に記載します。会社はそのサラリーマンの本人確認は行いますが、家族（控除対象配偶者・扶養親族）の本人確認は行いません。

会社は、従業員について、税だけでなく社会保障関係（健康保険、雇用保険、年金）の書類も作成・提出します。そのサラリーマンの妻（夫）が国民年金の第3号被保険者（専業主婦・主夫）に該当する場合、妻（夫）自身が会社に国民年金の第3号被保険者の届出を行う義務があることから、その際に、届出義務者である妻（夫）のマイナンバー取得の際の本人確認が必要となります。この場合、そのサラリーマンが、届出義務者である妻（夫）本人又は会社の代理人となり、妻（夫）の番号を会社に告知することが想定されています。これについては、次々回で解説します。

サラリーマンが2016年以後の所得について確定申告を行う場合は、確定申告書にマイナンバーを記載して税務署に提出するとともに、その際に、税務署員に本人確認を受ける必要があります。本人確認の方法は、第4回で説明したとおりです。

2. サラリーマンが退職した場合

サラリーマンが退職する場合は、退職金を受け取るまでに、会社に「退職所得の受給に関する申告書」を提出する必要があります。2016年1月1日以後は、当該申告書にマイナンバーを

⁵ 「国税分野における番号法に基づく本人確認方法（事業者向け）」（平成27年3月国税庁）

⁶ 過去に本人確認を行った上で発行された社内ネットワークのパソコンのログイン用のIDとパスワードで身元確認を行う方法。最初のマイナンバー提供時の番号確認はサラリーマン本人からの通知カード等の提示で行い、その後はそのサラリーマン本人がパソコンの画面で申告書記載事項としてマイナンバーを入力して社内ネットワーク経由で送信し、会社側は、保有しているそのサラリーマンの番号付の個人情報ファイルで確認します。

記載して提出する必要があります。他方で、会社は退職するまでのその年の給与所得の源泉徴収票等を退職日以後1ヵ月以内又は翌年1月31日までに税務署に提出するとともに、退職日以後1ヵ月以内に退職者本人に交付します。さらに、退職所得の源泉徴収票と特別徴収票を退職日以後1ヵ月以内に退職者本人に交付（役員の場合は、税務署と退職者本人が住む市町村にも提出）しなければなりません。2016年分の給与や退職所得から、これらの書類にも退職者のマイナンバーが記載されます。退職するサラリーマンが「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合は確定申告が必要です。2016年分の所得の確定申告からは、マイナンバーが記載された確定申告書にこれらのマイナンバーを記載された源泉徴収票を提出することになります。さらに税務署において本人確認が必要となります。

3. 原稿料・講演料がある場合

個人が原稿執筆や講演を行い、原稿料や講演料の支払いを受ける場合、支払者（例えば出版社など）は源泉徴収を行うとともに、支払日の翌年の1月31日までに支払調書⁷を、支払者の事務所等の所管の税務署に提出しなければなりません。2016年1月1日以後支払われる原稿料・講演料からは、支払調書に執筆料・講演料の支払いを受ける個人のマイナンバーが記入されます。

したがって、支払調書が提出されるまでに、執筆者・講演者は支払者に対して、マイナンバーを告知するとともに、本人確認を行う必要があります。講演の場合は、講演の際に個人番号カードを提示する等により告知することが考えられますが、原稿執筆の依頼を出版社から電話やメールなどで受けた場合に、その出版社まで出向いて番号を告知することは難しいかと思われます。

前述した国税庁の資料ではこのような場合の対応として、個人番号カードの両面をスキヤナで読み取りイメージデータ化してメールで送信する方法などを示しています。もっともこの場合、送信の際の情報漏えいリスクに対して、必要な措置を講じる必要があります。

なお、支払者から支払調書の写しが送られてくる場合、当該写しにはマイナンバーは記載できません。

原稿料や講演料は、通常は雑所得となります。サラリーマンの場合、給与収入2,000万円以下であっても、給与所得以外の所得（雑所得も含みます）が20万円を超えれば、所得税の確定申告が必要となります。2016年以後の所得の確定申告書からはマイナンバーの記載が義務付けられ、税務署において本人確認を受ける必要があります。

⁷ 原稿料や講演料の場合、同一人へのその年の支払額が5万円以下の場合には提出不要です。

4. パート・アルバイトの場合

パートやアルバイトの収入は、一般的には給与収入に該当するため、基本的にはサラリーマンと同様の取扱いになります。年間の給与支払額が一定金額以下の場合、所得税の源泉徴収票は税務署には提出されませんが、給与支払報告書はこれらの支払いを受ける個人が住んでいる市町村に提出されます。したがって、2016年以降にパート、アルバイト収入を得る場合は、マイナンバーを勤務先に告知し、本人確認を受ける必要があります。継続的な雇用関係にあると認められないときは、番号確認の他に、原則通りの身元確認を行うことになります。実家から離れて暮らしている学生の場合、住民票を実家から移していないケースが多くみられるようです。この場合、通知カードは実家に届いており、実家から転送されない限り、本人の手元には届いておりません。番号制度導入後、企業は個人番号カードや通知カードを持っていない個人をパートやアルバイトには雇わなくなる可能性があります。したがって、今年（2015年）の10月5日までに住民票を現在住んでいる市町村に移しておくなど、自分のマイナンバーを入手できるようにしておくことが望まれます。

扶養控除等申告書を提出している場合は、年末調整の適用を受けるため、通常は確定申告の必要はありませんが、提出していない場合は確定申告の必要が生じます。ただし、年間の給与収入が103万円（＝給与所得控除65万円＋基礎控除38万円）以下の場合、他に所得がなければ、所得税での課税対象となる所得は0となるため、確定申告は不要です。

5. 年金受給者の場合

年金受給者が国民年金、厚生年金、共済年金、確定給付型企業年金、確定拠出型企業年金、中小企業退職共済などの年金の支払いを受ける場合、支給額から控除額を差し引いた金額に対して支払者が源泉徴収を行います。年金受給者が、支払者に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出した場合、支給額から差し引く控除額には配偶者控除や扶養控除が反映される他、源泉徴収税率も低くなります（10.21%→5.105%）。

この扶養親族等申告書は、毎年最初に年金の支払いを受ける日の前日までに支払者に提出する必要があります。2016年1月1日以後に提出する同申告書からは、家族（控除対象の配偶者や扶養親族）のマイナンバーを記載する必要があります。その際の本人確認は、同申告書を提出する年金受給者が行うものと思われます。

公的年金等については、源泉徴収票が源泉徴収義務者の納税地の税務署に提出されるとともに年金受給者に交付されます。2016年1月1日以後に支払われる公的年金等の源泉徴収票には受給者のマイナンバーが記載されます。ただし、年金受給者のマイナンバーは、企業年金の既存の受給者については、年金受給者本人からの取得の他、年金等の支払者である各企業年金が、企業年金連合会に番号収集事務を委託し、地方公共団体情報システム機構から取得できるように措置することを予定しています。国民年金や厚生年金の既存の受給者についても、年金受給者本人からの（あるいは勤務先を経由しての）取得の他、日本年金機構が、地方公共団体情報

システム機構から取得できるように措置することを予定している模様です。扶養親族等申告書を提出していれば、源泉徴収票には家族（控除対象配偶者・扶養親族）のマイナンバーが記載されます。

公的年金等から公的年金等控除額を控除した額は雑所得となります。所得控除を行っても残額がある場合は、確定申告が必要となります。2016年分の所得の確定申告書からはマイナンバーを記載する必要があります。ただし、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合は、確定申告の必要はありません⁸。もっとも、そのような場合でも医療費控除などの所得控除を適用して、所得税の還付を受けるために確定申告することは可能です。2016年以後の所得の確定申告書からはマイナンバーの記載が義務付けられ、税務署において本人確認を受ける必要があります。

6. 番号制度導入後に気を付けるべき点

サラリーマン（給与）、パート・アルバイト、年金受給者の場合、税務上提出が必要な書類は特段変わりません。しかし、これらにマイナンバーが記載されることにより、名寄せが従来よりも容易になります。例えば、サラリーマンが、本来の勤務先の他にパートやアルバイトをしている場合、これらの源泉徴収票は容易に名寄せされます。給与の他に原稿料や講演料による収入がある場合も、支払調書をマイナンバーで名寄せすることにより、雑所得が20万円を超え本来ならば確定申告の義務がある可能性がある旨を税務当局は容易に把握できるようになります。また、配偶者や子供が複数のパート、アルバイトを掛け持ちしており、合算すれば控除対象配偶者・扶養親族の要件から外れるほどの所得がある場合でも、源泉徴収票等をマイナンバーで名寄せすることで、その旨も容易に把握されてしまいます。また、高齢の親の扶養控除を、その子供である兄弟がそれぞれ重複して適用している場合、その旨も容易に把握されます。したがって、従来以上に注意を払って、正確に納税を行う必要があります。

（次回予告：マイナンバーの告知と本人確認（4）

自営業者、弁護士・税理士等士業従事者、開業医）

以上

⁸ 住民税については、確定申告が必要な場合があります。